

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるため、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援することを目的とする。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1)受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2)受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3)合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6

条に定める配偶者のない女子および配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。) およびひとり親家庭の児童(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子および配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童)であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者および大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。

(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」

(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第6条 給付金等の支給額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当する額が75,000円を超える場合の支給額は75,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給

は行わないものとする。

イ 令和5年4月1日以降に講座を開始した者の支給額は、(ア)または(イ)に定める額とする。

(ア)通信制のみの場合

支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が100,000円を超える場合の支給額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(イ)(ア)以外の場合（通学または通学および通信制併用の場合）

(ア)中「100,000円」を「200,000円」とする。

(2)受講修了時給付金

ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が100,000円を超える場合の支給額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額から第1号の規定により支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が100,000円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は100,000円とする。

ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者の支給額は、(ア)または(イ)に定める額とする。

(ア)通信制のみの場合

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から第1号の規定により支給した額を差し引いた

額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が125,000円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は125,000円とする。

(イ)(ア)以外の場合（通学または通学および通信制併用の場合）

(ア)中「125,000円」を「250,000円」とする。

(3)合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は次のア、イ、またはウに定める額とする。

ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、受講開始時給付金と合格時給付金の支給額の合計は150,000円とする。

イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、受講開始時給付金、合格時給付金および合格時給付金の支給額の合計は150,000円とする。

ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者の支給額は、(ア)または(イ)に定める額とする。

(ア)通信制のみの場合

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、受講開始時給付金、合格時給付金および合格時給付金の支給額の合計は150,000円とする。

(イ)(ア)以外の場合（通学または通学および通信制併用の場合）

(7)中「150,000円」を「300,000円」とする。

(受給要件の審査, 対象講座の指定等に関する手続き)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は, 自らが受講しようとする講座について別記第1号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し, 受講開始前にあらかじめ, 対象講座の指定を受けなければならない。

2 市長は, 受講対象講座指定申請書を受理した場合, 受給要件の審査を行い, 速やかに, 対象講座の指定の可否の決定をしなければならない。

3 市長は, この決定を行った場合には, 遅滞なく, その旨を当該ひとり親家庭の親または児童に通知しなければならない。なお, 当該ひとり親家庭の親または児童に対象講座の指定を行った場合には, 別記第2号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親または児童に通知する。

4 受講対象講座指定の申請には, 次の書類等を添えなければならない。ただし, 公簿等によって確認することができる場合は, 添付書類を省略することができる。

(1)当該ひとり親家庭の親および児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(2)母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3)その他市長が特に必要であると認めた書類

5 本給付金を受けようとする者は, 受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

6 原則として, 過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため, 受給要件の審査にあたっては, 過去の受給の有無について確認する。

(支給要件の喪失および支給決定の取消)

第8条 受給者は、次に掲げる要件が発生したときは、別記第5号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定受給資格喪失届」を市長に提出しなければならない。

(1)受講対象講座の指定後、受講をとりやめたとき

(2)受講の途中でやめたとき

(3)市内に住所を有しなくなったとき

(4)ひとり親家庭の親または児童でなくなったとき

2 市長は、受給要件に該当しなくなったと認めるときは、その支給を取り消し、別記第6号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取消通知書」により当該ひとり親家庭の親または児童に通知するものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の支給等)

第9条 受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の支給等については、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1)受講開始時給付金

ア 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後、市長に対して、別記第3号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」

(以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に別記第4号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給決定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)により、通知しなければならない。

ウ 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省

略することができる。

(ア)当該ひとり親家庭の親およびその児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ)母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ウ)受講対象講座指定通知書

(エ)受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(2)受講修了時給付金

ア 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に支給決定通知書により、通知しなければならない。

ウ 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

(ア)当該ひとり親家庭の親およびその児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ)母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ウ)受講対象講座指定通知書

(エ)受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(オ)受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(3)合格時給付金

ア 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅延なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に支給決定通知書により、通知しなければならない。

ウ 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

(ア)当該ひとり親家庭の親または児童の戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ)母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ウ)受講対象講座指定通知書

(エ)文部科学省が発行する合格証書の写し

(実績報告の取扱い)

第9条の2 前項の申請書を提出したことで、補助金交付規則第17条に規定する実績報告を行ったものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 経過措置

受講対象講座指定申請，受講開始時給付金，受講修了時給付金申請および合格時給付金申請に際して，当該ひとり親家庭の親が，寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が1250,000円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者

であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。